

小中一貫教育及び小中連携の必要性・意義について

令和5年8月1日（火）

● 子どもを取り巻く環境の変化

学校における子どもの**学習指導上、生徒指導上の様々な課題**については、各学校単位で解決を図るとともに、複数の学校段階間で連携し、課題解決に当たる取組が、これまでも行われてきたところです。

しかし、今日、少子高齢化や急速な情報社会の進展、グローバル化、生成AIの出現など、子どもを取り巻く社会状況は、急激な変化にをたどっているところです。

現在の**子どもに関する課題は、より一層多様化、複雑化する中にあり、学校の校種を超えて、子どもに関する教育課題を共有し、連続性のある教育（小中一貫教育）の必要性が求められています。**

右表は、令和5年度の大隅地区内における不登校生の状況で喫緊の課題とも言える状況にあります。

※ 第一鹿屋中の不登校傾向の生徒数(7月31日 現在)

中1 人(新規 人) 中2 人(新規 人) 中3 人(新規 人)

学年別不登校児童生徒数



(文部科学省 令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要)

1 不登校について

(1) 不登校の状況について

ア 不登校傾向の児童生徒数の推移(月7日以上欠席者) ※7月14日現在

(単位:人)

小学校	4月	5月	6月
R 5	36	60	72
R 4	40	52	59
R 3	34	39	52
R 2	19	21	37
R 1	23	38	47
H 30	17	30	37

中学校	4月	5月	6月
R 5	176(24)	212(33)	245(47)
R 4	181(24)	202(28)	231(47)
R 3	151(13)	168(21)	183(23)
R 2	75(10)	98(18)	142(33)
R 1	91(13)	115(24)	120(25)
H 30	73(5)	109(17)	112(24)

() 内の数字は、1年生の不登校傾向の生徒数の再掲

イ 不登校児童生徒の在籍率

	R 3	R 4
小学校	0.35	0.68
中学校	3.88	4.75

ウ 新規不登校児童生徒の在籍率

	R 3	R 4
小学校	0.11	0.30
中学校	1.18	1.56

発達の早期化

- 「学校の楽しさ」、「教科や活動の時間の好き嫌い」について、**小学校4年生から5年生に上がる段階において、肯定的回答をする児童の割合が下がる傾向にあります。**
- 小学校4～5年生頃の児童生徒にとっては、発達上の段差が存在しているとの指摘や、**いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象の芽は、既に小学校高学年から生じているとの分析もあるところ**です。

「中1ギャップ」への対応

- いじめの認知件数、不登校児童生徒数、暴力行為の加害児童生徒数が中学校1年生になったときに大幅に増える**など、児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすいわゆる「中1ギャップ」が指摘されており、小中間における情報共有は、非常に意義深い。

小中一貫ワークシート

理 念	目指す子ども像		学校（教職員）が行う取組	家庭（児童生徒・保護者）の活動	
	《取組事項》①児童生徒の主体的で協働的な学習活動（授業改善） ②道徳教育の充実 ③基本的生活習慣の確立 ④読書活動の充実（親と子の20分間読書運動） ⑤児童会・生徒会活動の充実				
<p>【基本理念】 9年間を通じた継続的・計画的な教科指導や生徒指導により、知・徳・体をバランスよく育て、地域の特色を生かしながら、全ての児童生徒の可能性を最大限に伸ばす。</p> <p>《課題》 1 学力向上 2 豊かな心</p> <p>《キーワード》 ☆授業で繋ぐ ☆家庭と繋ぐ</p>	小1	<p>〔生活や学習の基盤づくり〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 話をしっかり聞いて、元気よく発表する子ども ○ 決まりを守り、友だち仲良く活動する子ども ○ 元気よく、あいさつと返事をする子ども ○ 早寝・早起きする子ども ○ 本が大好きな子ども 	<p>【具体策】</p> <p>①-ア 授業の流れ（授業改善） 見通す→考える→深める→まとめ・振り返る</p>	<p>1 早寝・早起き・朝ごはん</p> <p>2 家庭で一役</p> <p>3 家庭のルール設定 □読書の時間（20分以上） 発達段階に応じた活動 □ゲーム・SNS等使用ルール □勉強で机に向かう時間 小学生…学年×10分以上 中学生…90分以上</p> <p>4 自力登校</p> <p>5 地域活動等への積極的な参加</p> <div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 中学校では、 3点固定に取り組んでいる。 ・起床時刻 ・就寝時刻 ・家庭学習開始時刻 を自分で決めて守る</p> </div>	
	小2		<p>〔小中接続期〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学び合いながら理解を深め根拠を持って伝える子ども ○ 最後までやり通す子ども ○ 時と場に応じ、自ら進んで気持ちのよいあいさつのできる子ども 		<p>①-イ 接続期・充実期 先読み（予習）＋鉛筆下線←授業で蛍光ペン</p>
	小3				<p>①-ウ 授業を通じた研究会（6月・10月） ※一中授業公開時に「小中連携部会」を新設</p>
	小4				<p>②-ア 道徳教育の充実 ※授業公開で道徳の授業も実施（7月・10月）</p>
	小5	<p>〔小中接続期〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学び合いながら理解を深め根拠を持って伝える子ども ○ 最後までやり通す子ども ○ 時と場に応じ、自ら進んで気持ちのよいあいさつのできる子ども 	<p>③-ア 気持ちのよい挨拶と返事 ※立ち止まって「語先後礼」</p>		
	小6		<p>③-イ 2分前着席・チャイムと同時に授業開始</p>		
	中1		<p>④-ア 朝の読書活動</p>		
中2	<p>〔小中一貫充実期〕 《気づき、考え、行動する生徒》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自ら学び、考え、整理した意見を相手に伝えられる生徒 ○ 他者を理解し、協力して問題解決に努める生徒 ○ 目的意識をもって粘り強く最後までやり抜く生徒 ○ 感謝の心を持ち礼儀正しく人を大切にできる生徒 ○ 心身ともに健康で活力に満ちた生徒 	<p>④-イ 学年に応じた読書量目標の設定 低学年 100冊、中学年 70冊 接続期 60冊、充実期 20冊</p>			
中3		<p>⑤ 児童会・生徒会活動の充実 ※ボランティア活動の推進（JRC）</p> <p>⑥…切れ目ない支援（特別支援教育）の推進 ※年3回（学期1回）特別支援委員会実施</p> <p>⑦…生徒指導部の情報交換 小中合同研修会（4部会 学習指導、生徒指導、保健・安全、特別支援） 小6・中3生の小中リモート交流学习</p>			

問題行動を起こす生徒に対する共通理解資料（教師用） ～ よりよい方向へ導くための補助資料 ～

第一鹿屋中学校 令和5年6月19日

1 保護者との話し合いを行う前に

学校は、一人一人の目標や夢の実現に向け、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助することが大切です。

そのために学校は、学習環境を整えるためにも安全・安心な場所でなければならず、また、教師は、実態に応じた事前の準備を行い児童・生徒と接する必要がある、そのための時間確保（資料準備、共通理解等）が大切になります。

だからこそ、問題行動を未然に防ぎ、一人一人が学校の決まりやルールを守る規範意識や倫理観を高める必要があります。

一方で、学校が、その教育目標を達成するために、そして、生徒の人格の形成を図るためには、学校だけの取組だけでは、対応することは難しく、保護者や地域と協力し、一体となって、組織的、体系的に取り組んでいく必要があります。

2 問題行動を未然に防ぎ、よりよい生き方につなげるための教育プログラム(ねらいと目標)

ねらい（目的）	到達目標
1 基本的な生活習慣・生活技術を身に付ける。	1 決まりを守って生活する習慣を身につけることができたか。
2 適切な自己表現力を身に付け、円滑な対人関係を構築する。	2 自分を表現する力を身に付け、問題を未然に解決する力を身につけることができたか。
3 社会人としての在り方を認識し、卒業後の生活設計を具体化する。	3 家族との相互理解を深め、社会に適応する能力を身につけることができたか。

2 再発防止に向けた校内指導体制の充実（共通実践・共通理解）

□ 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」とした方針・基準を共通理解

(1) 方針・基準の明確化・具体化

「社会生活上のきまり・法を守る」、「あいさつをする」、「してはいけないことはしない」、「他人に迷惑をかけない」、「時間を厳守する」、「授業中の態度をきちんする」等

(2) 学校全体での共通理解・共通実践

ア 全職員で組織的、体系的に取り組む生徒指導

イ 「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある生徒指導

ウ 生徒の夢や希望を大切にしたい将来を見据えた進路指導・生き方指導

(3) 毅然とした粘り強い指導

ア 問題行動を未然に防止する自己指導能力を培う開発的・予防的生徒指導

イ 起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導

(4) 生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底

□ 教職員の指導力向上のための取組

□ 家庭や地域、関係機関と連携した組織的・体系的な対応

学校生活における守るべきルールについて 「礼を正し、場を清め、時を守る」 (保護者用)

～ 問題行動を未然に防ぎ、よりよい生き方につなげるための教育プログラム ～

第一鹿屋中学校 令和5年6月19日

1 話し合いのねらい

学校は、一人一人の目標や夢の実現に向け、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助することが大切です。
 そのために学校は、学習環境を整えるためにも安全・安心な場所で行わなければならない。また、教師は、実態に応じた事前の準備を行い児童・生徒と接する必要がある。そのための時間確保(資料準備、共通理解等)が大切になります。
 だからこそ、問題行動を未然に防ぎ、一人一人が学校の決まりやルールを守る規範意識や倫理観を高める必要があります。
 一方で、学校が、その教育目標を達成するために、そして、児童生徒の人格の形成を図るためには、学校だけの取組だけでは、対応することは難しく、保護者や地域と協力し、一体となって、組織的、体系的に取り組んでいく必要があります。
 ぜひ、上述のような環境を整える為にもご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2 学校生活において守るべき4つのこと

I これは守ろう4か条	II 担任との約束	III 許されない4つのこと	IV いつも心に留めておこう
1 学校のルールをしっかり守ること。 2 他の生徒に対して迷惑になることをしないこと。 3 先生たちの指示に従うこと。 4 言葉づかいには気をつけ、丁寧な言葉を遣うこと。	1 登校したら担任(副担任)と一日の計画を立てる。 2 教室で授業を受ける。職員室で過ごす時間は、1時間までです。 3 教室に入れないときは、自宅で心を整える。 4 急な予定変更にも落ち着いて対処する。	1 学校生活(授業・休み時間・掃除・給食・学校行事など)の妨げとなる発言や行動は、許されない。 2 先生たちの指示に従わないことは、許されない。 3 相手の心と体を傷つける言動は、許されない。 4 施設や物を壊す行為は、許されない。	1 教師に対し「お前には、関係ない」を口にしないこと → 一中の生徒・先生は、みんな同じ学校の仲間です。だから、関係のない人はいません。 2 自分の気持ちをしっかりと伝えること → 自分のことを理解してもらうように伝えると、色々なことがうまくいきます。

3 1日の学校生活において守るべきこと (※問題を未然に解決するために、生徒は相手に対し、自分の言葉で丁寧に説明すること)

活動内容	生徒の動き	教師の活動	備考
1 登校について	(1) 8:00までには、校門を通過し、8:05には教室着席。 8:15から朝自習スタート (2) 身なりを正しくして、気持ちよくあいさつ(語先後礼)する。	●落ち着いた雰囲気の中でスタートを切らせる。 ●適切な声かけ、挨拶	
2 朝自習・朝読書・集会・南風録試写について	(1) 8:15までに朝自習・朝読書の準備をし、時間いっぱい取り組む。その際自分の席を離れず無言で取り組む。 (2) 朝自習から短学活終了までは静かに着席しておくこと。(先生が来るまでは着席しておく)	●生徒と一緒に、活動を開始する。	
3 授業中(学習)について	(1) チャイムで始まり、チャイムで終わる。(2分前にはチャイム着席。1分前黙想を守る。) (2) 授業の始めと終わりの挨拶(語先後礼の徹底)をきちんとする。 (3) 私語をせず、集中して取り組む。 (4) 無断で授業を欠席しない。 (5) 授業の心得5か条を守ること。	【授業心得5か条】 ① 学習用具の確認 ② 元気よくあいさつ ③ 2分前着席 ④ 進んで発表 ⑤ ノートは丁寧に	●2分前には教室に行き、チャイムと同時に授業開始、チャイムと同時に授業終了 ●生徒一人一人の夢を育み、成長を願う授業の実施に取り組む。
4 休み時間について	(1) 授業と授業の間の休み時間は、次の授業の準備をすること。 (2) お昼休みは、校庭、普通教室でルールを守って過ごすこと。 (3) 他学年の教室や廊下には行かない、通らない。 (4) 昼休みのC棟、D棟(図書室以外)は、出入り禁止。	●昼休みのC棟、D棟(図書室以外)は、出入り禁止、施錠する。 ●見回り、見守り活動	
5 給食について	(1) 4校時終了後、10分以内に手洗い、トイレ等を済ませ着席して待つ。 (2) 給食当番は、給食着に着替え、マスクをきちんと着用する。 (3) 全員揃ったら「いただきます」。給食終了時刻までは、教室から出ない。早く食べ終わった者は片づけをする。 (4) 食事のマナーを心がける。	●異物混入がないか確認。 ●食べ残し、片付けまでの見届け ●生徒の体調確認	
6 作業	(1) 予鈴で行動を開始し、始まりの時間を守り、時間一杯作業に取り組む。 (2) 担当場所に責任を持ってどこよりもきれいになるように感謝の気持ちで、心を込めて作業する。(無言清掃)	●指導も踏まえて、一緒に活動する。	
7 下校について	(1) 決められた下校時刻を守り下校すること。(部活動生以外は、16:45までに下校すること) 特に用事のある場合は、担任、あるいは関係の先生の許可を受けること。また、寄り道、買い食い等は厳禁とする。	●用事のない生徒は、急いで下校するよう指導する。見守り活動。	
8 その他	(1) 不要物を持ってこない。(持ってきた場合は学校預かり、制服についても同じ取り扱いとする。) (2) 授業は制服を原則とし、やむを得ない事情のあるものは教科担、担任の許可を受ける。 (3) 体育服は必ず規定のものとし、上着はハーフパンツの中に入れる。体育時更衣は決められた場所で更衣をする。(他学級に入ることもあるので人のものには絶対に触れないようにする。)		

4 保護者へのお願い

I 未然防止のための手立て	II 問題行動を起こした場合の対応	III 現状を理解してもらうために
<p>(1) 生活のリズムを整えさせてください。睡眠をしっかりととり、朝食を食べべて学校に行くようにご指導ください。</p> <p>(2) 学校の決まりやルールを守ることの大切さについて、子どもと一緒に考え、理解させてください。</p> <p>(3) 学校・家庭で子どもさんへのかかわり方をよりよい方向へ導くために、マイフレンド相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーにも相談してみませんか。 保護者の思いや保護者の役割を明確にしなが、今後のかかわり方や指導の在り方を立案することにつながります。</p> <p>(補足 参考)</p> <p>※ 睡眠不足や朝食抜きで登校した場合、問題発言や問題行動を引き起こすイライラした状態から、そのことが要因となって問題行動を引き起こしていることが多いです。</p>	<p>学校において、適切な指導を助言を行った上で、指導に従わない行動が見られた場合は、以下のような対応をお願いします。</p> <p>(1) 子どもが問題行動を起こし、指導に従わない場合は、学校から連絡し、保護者に引き取りをお願いします。 緊急連絡になりますので、できるだけ速やかに電話対応が可能になるようご協力ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ これまでの状況</p> <p>① 素直に指示に従い帰宅する</p> <p>② 指示に従うことなく徘徊する</p> <p>③ 器物損壊、暴力行為を行う</p> </div> <p>(2) 問題行動に対する反省と謝罪が速やかに進めるよう学校としては、できるだけ迅速に対応していますが、これまでの状況としては、事案当日、謝罪するまでには、至らないケースが多々あるところです。 保護者からも、素直に指示・指導に従うようご指導ください。</p> <p>● 問題行動発生時の学校の対応方針 問題行動を起こしてしまった理由や経緯を一方的ではなく、被害加害の対象者がいる場合は、双方から事情を聞き取り、問題の早期解決を目指し、組織的に、速やかに取り組みます。</p>	<p>● 生徒の保護者に授業参観を依頼 学校での現状を見てもらうために、学校に訪問していただき、普段の授業中、給食、作業の行動、他の生徒の様子等を見てもらうことをお願いします。</p> <p>【依頼理由】 お子さんの学校での様子（実際の姿）を知ってもらうことが、問題の本質を見極め、対処法を一緒に考えることにつながる為です。</p> <p>【他の保護者からの苦情等】 学校は、授業が成立していない現状について、他の保護者からも「しっかりと授業を成立できるようにして欲しい」との要望や厳しいご意見をいただいています。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>● 問題行動が改善しない場合 I PTA、あるいは、市教委等と連携し、授業参観「見回り活動」等を実施して、現在の学校の状況を確認いただき、改善策を検討することを想定しています。</p> <p>● 問題行動が改善しない場合 II 警察、児童相談所を含めた関係機関と連携した対応 (例1) 通告 → 検察庁 → 家裁送致 → 処分の確定</p>

【持ち手資料 Q&A】 以下の内容は、学校から積極的に説明するものではありません、状況に応じて活用してください。

【補足1】現在の問題行動について

現在のところ、お子さんは、授業妨害（落書き）や生徒間でのトラブル、教師への暴言、暴力行為等の問題行動が見られる状況です。
そのため、学校としては、これまで再三にわたり指導してきたところです。
その際、時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為（強く押す行為等）を行うこともあったところです。

【補足2】「なぜ、警察を呼ぶ行為」が、行われるのか。（学校の職員で対応可能なのではないのか、職務放棄等に当たらないか）

● **「告発義務」について** 文部科学省「生徒指導提要」2010年版より
告発義務とは、公務員が職務を行うに当たって犯罪行為を知った場合に、告発をしなければならないという義務（刑事訴訟法第239条）のことであり、教職員だけでなく、公務員全体に課されているものです。
告発は、権限のある捜査機関（警察等）に対して、犯罪事実の捜査・訴追の意思表示を行うもので、文書でも口頭でも行うことができます。
生徒指導の関係では、学校において児童生徒の暴力行為や器物損壊、悪質ないじめで犯罪行為に当たるものなどが行われた場合に、告発義務を有しています。
他方、児童生徒の問題行動について、教育的な指導により改善が見込まれ、そのような指導が児童生徒の将来のためにも効果的である場合には、警察等の関係機関と連携しながら教育的な指導によって改善措置を講ずる場合もあります。
しかし、その犯罪行為が重大な場合や指導を繰り返しても効果が見られない場合などは、告発を控えるのではなく、児童生徒の反省を促して規範意識を養うためにも、法律に則った措置が取られることが重要です。

【補足3】教師の対応は、体罰に当たらないのか

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例 文科省HPより抜粋

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

(3) **正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）**

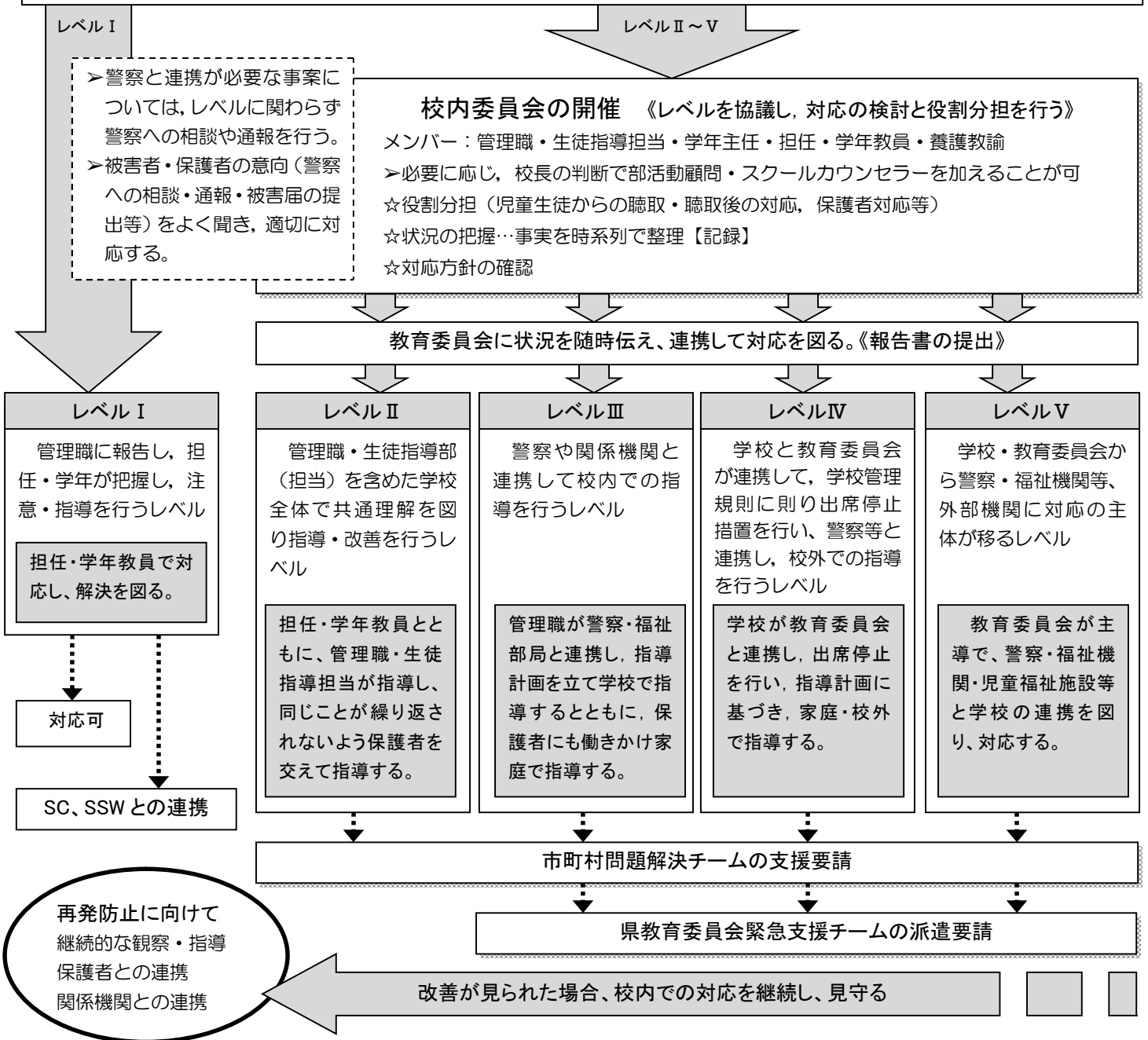
- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

鹿屋市立第一鹿屋中学校

ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
 ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
 ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】美術の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、1年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
 ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
 ※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
 ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
 □暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらぬもの)
 ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
 ※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察や市教育相談室等に連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や鹿屋市教育相談室等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉関連部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主任・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市町村問題解決チームの支援要請・・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに県教育委員会に問題対応チームの派遣要請

2つの自尊感情とそれぞれの関係性 (子どもとの接し方を考えるヒント)

図1 自尊感情の4つのタイプ

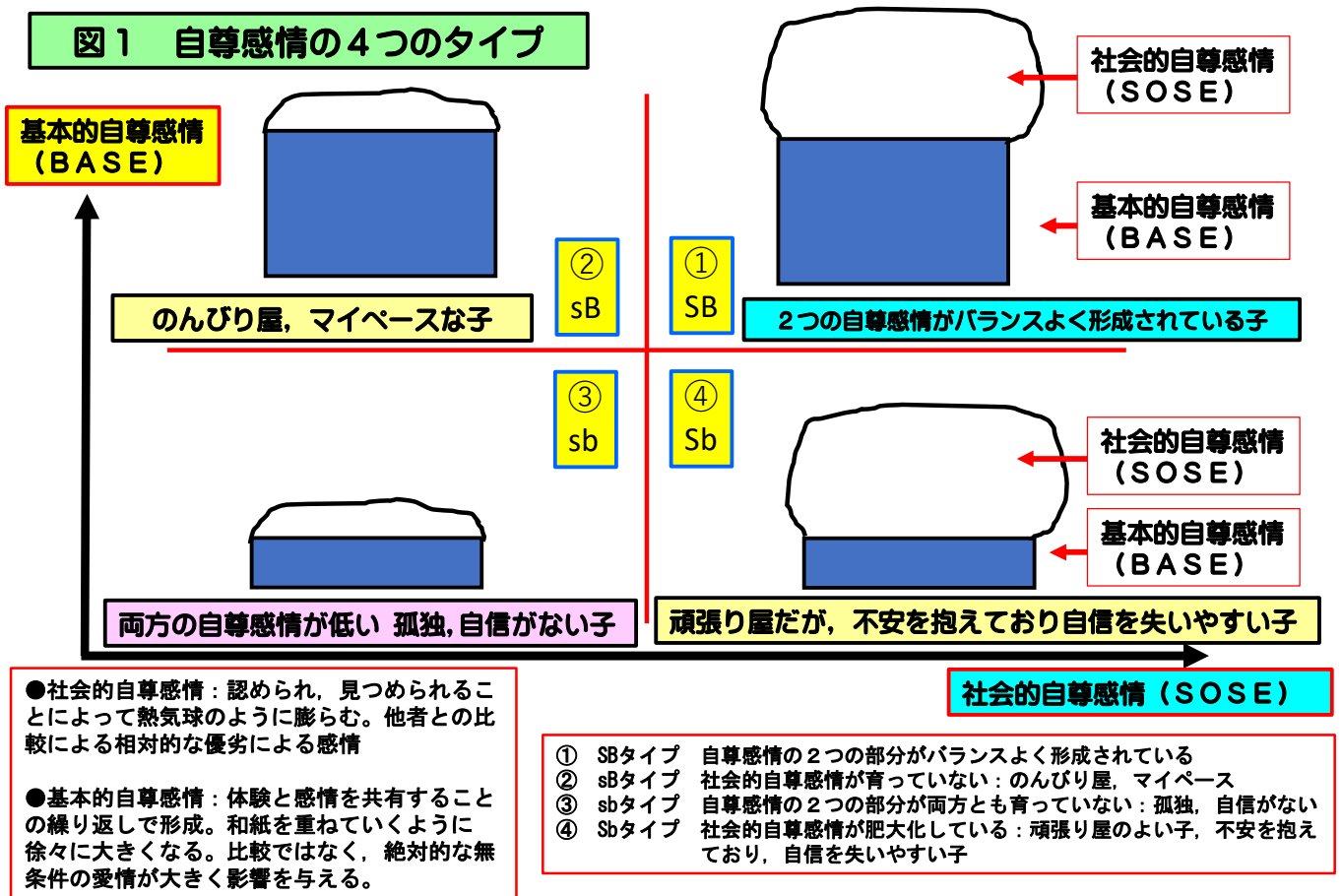
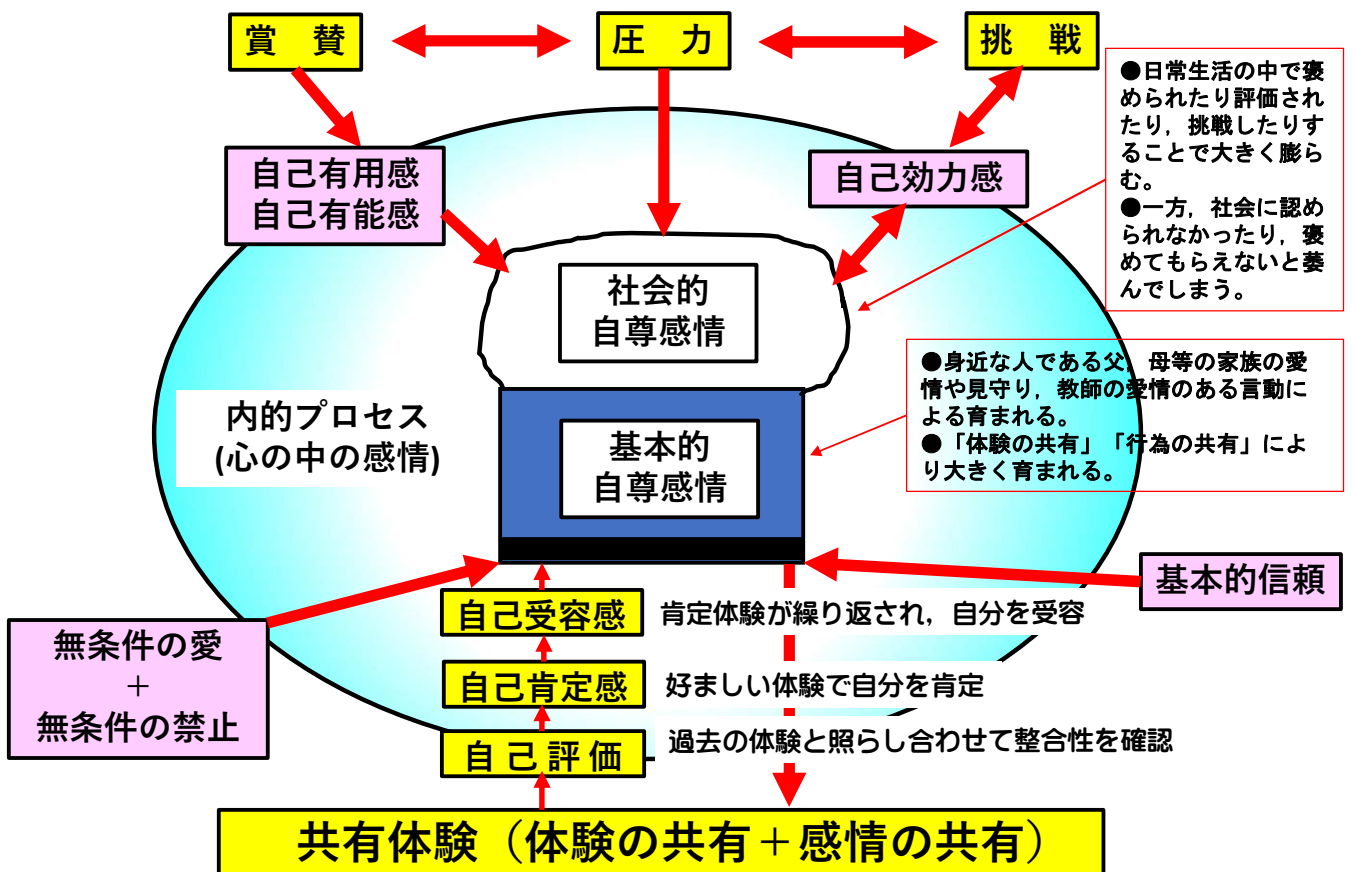


図2 共有体験と内的プロセス・モデル



不登校・変容過程のモデル（一事例） 鹿屋市立第一鹿屋中学校 No1

鹿児島県総合教育センター資料より		I 初期段階	II 落ち込みが進んでいる段階
		I 心身の不調を訴える時期	II 情緒的混乱が著しい時期
<p>Q 登校刺激は、子どものどのような状態を目安にしながら与えればよいのでしょうか。その与え方とタイミングを教えてください。</p> <p>A 不登校の様子はいくつもあります。その中で、ここでは、「不安など情緒的混乱の型」に焦点を当てて、登校刺激の与え方とタイミングについて述べます。</p> <p>【基本的理解と対応1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不登校の子どもにとって、初期の指導・援助がその後の経過の大きな決め手になります。 ● 「登校刺激は与えないほうがいい」という考え方もありますが、子どもが今、どの時期にあるのかを見極めながら登校刺激を与えることは必要です。 ● 登校刺激を与えるタイミングは、日中元気に過ごしている、明るい表情で会えるようになった、友人のことや学校のことなどを話題にするようになった、ときなどです。 <p>【具体的な誘いかげの例 ~回復の贈り物~】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「AさんやBさんがあなたに会いたがっていたよ。今度AさんやBさんと一緒に遊びに来てもいいかな。」（間接的的刺激） ■ 「みんなで飼っていたメダカが卵を産んだんだよ。見に来ない？」（直接的刺激） ■ 「保健室の先生からの手紙預かってきたよ。返事を待ってるって言ってたけど、返事してみる？」（間接的・直接的刺激） <p>【基本的理解と対応2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの状態、時期によって、学校への誘いかげは必要なことですが、再登校を急ぐあまり、無理な誘いかげにならないようにします。 ● 学期始めや学期末は、誘い掛けの絶好のチャンスです。子どもの状態を見ながら、誘い掛けをするのが大切です。 <p>【具体的な言葉掛けの例】 ~再登校を始める前の段階で~</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「元気が出てきたようだね。先生と一緒に夕方、学校の途中まで散歩を始めてみないかな？」 ■ 「もうすぐ2学期も終わりだね。2学期の最後の1週間で学校に行けるといいね。」 ■ 「君の座席は、仲良しのA若やB君の近くにしたらけど、それでよかったかな？」 	<p style="text-align: center;">本人の 状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 朝、登校の準備に時間をかけ登校を渋る。 ● 朝、頭痛、発熱、吐き気など身体症状を訴える。 ● 午後には元気になり、夜になると準備をするが登校できない。 ● 休日や土曜の午後は元気になる ● 昼間は外出しない。外出しても人目を気にする。 ● 家族といっても沈み込んだり、不機嫌な様子を見せたりする。 <hr/> <p style="text-align: center;">本人の 心情</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 登校に対する義務感と抵抗感の葛藤がある。 ◆ 登校できないのは病気のためという形で自分自身にも納得させようとする。 ◆ 欠席に対する罪悪感を強くもつ ◆ 近所の人や友達に自分がどのように思われているかを気にする。 <p style="text-align: center;">※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 強く登校を促すと身体が硬直したり、トイレや部屋に閉じこもる。 ● 保護者のことを「おまえ、あいつ」という荒い言葉遣いをする。 ● 壁や戸を蹴ったり、叩いたりしていらいらを物にぶつける。 ● 保護者や兄弟姉妹に暴力を振ったり高価な物を買えと無理難題を言う ● いくら興奮して暴れていても、他人が来ると何事もなかったように態度を一変させる。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 登校できない自分自身へのいらだちと、その気持ちを理解してもらえない寂しさに苦しむ。 ◆ 気持ちを逆なでするような周囲の叱責や非難に対して自分を制御しきれずに爆発する。 ◆ 興奮状態がおさまると、自分の行為の異常さに気付き、自責の念に苦しむ。 ◆ 家族以外の人にはあくまでも普通の子として見られたいという意識が強い。 <hr/> <p style="text-align: center;">本人に 対する 援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現象面の異常さのみに注目しないで、情緒的混乱の背景を理解することに努める。 ○ 行為を無視するとますますエスカレートする可能性があるため、本人の気持ちをくみながら本人の感情が鎮まるまで受容的に対応する。 ○ 家庭訪問が強い登校刺激になり、より情緒的混乱が増すときは、回数や方法を考慮する。 	
<p style="text-align: center;">本人に 対する 援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 明るい表情で話せる時→県総合七欄参照 ○ 登校への不安が低いような場合は、管理職等と相談上、登校刺激(左記の欄を参照)を適切に行うこと ○ 情緒が非常に不安定な時は、登校を強制せず、登校できないことに対する心理的負担を軽くするように努める。 ○ 本人の興味・関心のある話題や遊びを通して、本人との信頼関係を作り出すことに努める。 ○ ありのままの気持ちが出やすいように配慮し、説諭は逆効果となりやすいから避けることも必要。 	<p style="text-align: center;">保護者の 心情</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 病気に対して神経質になり、本人と病院巡りをする。 ◆ 世間体が気になる。 ◆ 本人の心がつかめず、不安で仕方ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校に本人を登校させる責任を押しつけられ、不安と緊張が増す。 ◆ 養育者としての非を追求され、強い不安感と孤独感をもつ。 ◆ 本人に対する愛情と憎悪との葛藤がある。 ※ 必要に応じ相談場所を確保すること 	
<p style="text-align: center;">保護者 への 援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の不安に追い打ちをかけるような言動を避け、保護者の見解や子どもに関する情報を十分に聴く。 ○ 不登校に関する情報（見通し）を提供する。 （保護者の不安感を少しでも軽くするような配慮をする） 	<p style="text-align: center;">保護者 への 援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者に本人への理解を深め、接し方を工夫してもらう。 ○ 登校刺激を取り除くことへの理解をってもらう。 ○ 家庭内で本人が心身とも安定できるようにする。 ○ 本人を巡る家庭内の人間関係改善を勧める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者に本人への理解を深め、接し方を工夫してもらう。 ○ 登校刺激を取り除くことへの理解をってもらう。 ○ 家庭内で本人が心身とも安定できるようにする。 ○ 本人を巡る家庭内の人間関係改善を勧める。 	

不登校・変容過程のモデル（一事例） 鹿屋市立第一鹿屋中学校 No2

令和5年度配布版

	Ⅲ 停滞期の段階	Ⅳ 回復傾向を示す段階	Ⅴ 再登校・復帰前段階
	Ⅲ 怠惰で無気力とも見える時期	Ⅳ 生活リズムを整える時期	Ⅴ 不安定な登校等自立を始める時期
本人の 状態	<ul style="list-style-type: none"> ● 日中でもカーテンや雨戸を引き、自分の部屋に閉じこもる。 ● 生活習慣は全く乱れ、気の向くままの生活をする。入浴や散髪を嫌がり、部屋の掃除もさせない。 ● 昼夜逆転の生活で、昼頃に起きる。 ● ネットやテレビ、TVゲーム、漫画に熱中し、対人関係を必要としないことに時間を費やす。 ● 保護者と一緒に寝たいなどの退行現象が起こる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の部屋の模様替えをしたり自分の身だしなみに注意を払ったりするようになる。 ● 学校や勉強に触れなければ、家族と自由に会話をするようになる。 ● 電話に抵抗なく出るようになり訪問者の対応もすることが多くなる。 ● 家で手伝いを始めたり、早朝や夜に散歩する。 ● 旅行やコンサートに出かけたり、アルバイトを始めたりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 友達の行き来が盛んになる。 ● 登校予定日を自分なりに想定し登校に伴う問題に対する不安を一つ一つ解決する。 ● 自分のペースで、保健室や相談室へ登校する。 ● 登校は断続的である。 ● 学校生活への参加は部分的にしかできない。 ● 一人で登校しづらく、付き添いを必要とする場合もある。 ● 一部の先生としか話ができない
本人の 心情	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 強い挫折感と自分自身への無力感をもつ。 ◆ 全く一人になって、現在の自分とこれまでの自分の生活を振り返り、これからの生き方を模索しようとする。 ◆ 学校のことを考えれば考えるほどつらく苦しくなる。 ◆ 強い情緒不安を母保護者とのスキップを通して治そうとする。 ◆ 母保護者の支配から脱出したい気持ちになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 無気力ともみえる生活から脱却したい気持ちが強まる。 ◆ 自分の意志で新しい生活を始めたくなる。 ◆ 保護者の考えや態度を確かめたくなり、保護者が自分の独自性、自主性を認めてくれないと不機嫌になるが、ある程度はコントロールできるようになる。 ◆ 気持ちに少し余裕が生まれ、保護者の立場や気持ちも考えようとする。 ◆ 次第に家庭から外の世界に向く 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 少しずつ家庭から外へ出ることにより社会的適応の面で自信をつけ、登校に対する自信を深めていく。 ◆ 登校に伴う問題を自分で解決しようとする。 ◆ 登校しても、学級不適応感や友人関係の不安など、非常に強い緊張感がある。 ◆ 表面的には明るくても、不安感が強く、周囲の人たちの反応を気にしている。
本人に 対する 援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登校についての不安が強い場合には、安心して身体（気持ち）を休めるようにすることを伝える。 ○ たとえ身勝手な不満であっても、静かに聴いて受け入れていく。 ○ 家庭訪問の機会に本人の好きなことを一緒にし、保護者と関係を深める。 ○ 登校の催促をすることは控える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭訪問をしたり、電話をかけたりにして、レポートを作る。 ○ 学校の出来事や行事や連絡等のプリント類は、一つの情報として連絡し、反応を見定める。 ○ 登校に対する本人の不安な気持ちを受け止めるように配慮する。 ○ 登校を促して、登校しやすい時間帯、落ち着いていられる学校での場所等を話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登校については、無理のないステップで柔軟な対応ができるようにしておく。（本人の登校しやすい時間で） ○ 登校した時は本人の緊張感を和らげるような配慮をする。（励ましの言葉は本人の気を重くする。 ○ 学級の受け入れ体制を考慮する。 ○ 本人の弱さを非難しない。 ○ 学校生活の完全参加を急がない。
保護者の 心情	<ul style="list-style-type: none"> ◆ このままでは怠けぐせがついたり、本当に病気になったりしてしまわないかと心配し、不安になる。 ◆ 学校との連絡が疎遠になり、学校から見離されたような不安が増す。 ※ 必要に応じ相談場所を確保すること 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本人との会話が成立する等、変化を感じ安心する。 ◆ もう少し何とかならないかと焦るが、何もしてやれず物足りなさや不安を感じる。 ◆ 友達とのかかわりがうれしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ また行かないのではないかと毎朝不安で、登校するとほっとする。 ◆ 本人が落ち込んでも、自分で立ち上がるのを待つことができる。
保護者 への 援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活習慣の乱れは本人が立ち直るための一時的な現象だという理解を深め、焦らず見守るよう励ます。 ○ 自立心を育てる必要性を理解する。 ○ 保護者や本人の不安が強い場合は、相談機関や医療機関で相談することを勧める。（不登校に隠れている疾患として妄想、統合失調症等にも留意） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者子関係の在り方や養育態度についての理解を一層深めるように働きかける。 ○ 本人の意志を尊重し、活動範囲を広げるように働きかける。 ○ 生活のリズムを整えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の自主的な判断を大事にする。 ○ 本人の真剣な言葉に耳を傾け、本人が要求したことにはできるだけ支援をするように助言する。

※ 該当の生徒が、どの状態（Ⅰ～Ⅴ）にあるのか、学年部会や心の教育推進委員会（不登校対策委員会）で検討する際の視点として活用ください。特に、Ⅰの初期的段階にあるときに、積極的な対応をお願いします（些細な変化を見逃さず声かけ等を！）

学習の手引き



菅原神社（荒平天神）

学問の神様「菅原道真公」が祀られている（鹿屋市天神町4014）

（令和5年4月 改訂版）

1年	組番	氏名
2年	組番	
3年	組番	

鹿屋市立第一鹿屋中学校



←QRコード
学習の手引き



←QRコード
第一鹿屋中HP

◆ 目次 ◆

I	はじめに 「なぜ人は学ぶのか」	1
II	充実した学習につなげるために、毎日学習する習慣を	2
	1 学習の習慣化を身につけるために	2
	2 授業に集中するために	4
	3 不得意教科を克服するために	4
	4 ノートの書き方を工夫して学力向上につなげるために	5
	5 積極的に発表するために	5
	6 テストに対し、計画的に取り組むために	6
	7 テストの結果を次へのステップにするために	6
III	授業の心得、家庭学習の心得（5か条）について	7
IV	各教科の学習の仕方	
	国語科	8
	社会科	10
	数学科	11
	理科	12
	英語科	13
	音楽科	14
	美術科	15
	保健体育科	17
	技術・家庭科	19
V	その他	20
	3点固定、インターネットの利用法等について	
	令和5年度公立高校入試問題の出題方針について	

社会

□ 中学校での社会科を学習するにあたって、効果的と思われる学習法を紹介します。参考にして、自分に合った学習法を見つけてください。きっと楽しくなると思いますよ！



	レベル1	レベル2	レベル3
授業前 (予習)	教科書を読んで、学習する内容を事前に確認しておく。		
	・ゆっくり丁寧に読んでみる。音読をしても良い。	・重要語句(太字)について調べておく。	・わからないところを質問できるようにしておく。
授業中	授業に集中して、先生の話を良く聞く。話し合いなど積極的に参加する。		
	・黒板に書かれたことをノートやワークシートに丁寧に書き写す。	・黒板に書かれたこと以外でも、大事な話や自分で考えたことなどをノートに書いておく。	・わからなかったところを質問したり、調べたりできるようにしておく。
授業後 (復習) (自宅学習)	教科書やノートなどを中心に、その日の授業を振り返る。		
	・今日の学習のポイントは何であったか、地図帳や資料等を利用して確かめる。 ・ワーク(問題集)を解く。	・確認した大切なポイントなどをノートに書き込み、ノートの整理をする。	・新たに復習用のノートを作成し、自分でまとめている。

□ 中学校での社会の時間

- 地理（世界や日本のさまざまな地域）……………1・2年生で学習
- 歴史（日本の歴史を中心に）……………1～3年生で学習
- 公民（憲法や政治・経済・国際社会）……………3年生で学習

□ 地図帳

- 全ての分野で地図帳は活用します。また、ニュース等で聞いた地名もすぐに調べましょう。

□ テスト（中間・期末テストや実力テスト）

- テストが返ってきたら、テストのやり直しや訂正ノートの方法が指示されます。しっかり取り組みましょう。また、テストは、3年間保管しておく立派な問題集になりますので、確実に保管して見返すようにしましょう。

□ ノートの活用

- 授業中はノートやワークシートを活用します。復習する際に、レベル3のノートを地理・歴史・公民をそれぞれ一冊ずつ自分で作成すれば、テストや高校入試の時に自分で作ったノートを持っていけば、心強いです。そんなノートが、作ればいいですね。ぜひ、取り組んでみてください。

I はじめに 「なぜ人は学ぶのか?」「学び続ける意味とは?」

なぜ、人は学ぶのでしょうか。中学時代にこのことを疑問に思うことは多いと思います。でもその答えをあまり意識せず、または、学ぶ意味を知らずに学習することは、学習意欲の低下を招く恐れがあります。

では、なぜ人は、学び続けるのでしょうか。その答えは、様々ですが、一例として…

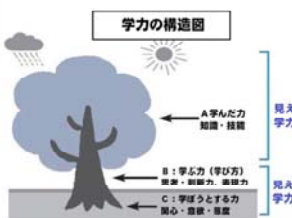
- **人は学ぶことで、自分自身や世界を理解し、成長することができます。**
学ぶことによって、自分の可能性を広げたり、問題解決能力を高めたり、新しいアイデアを生み出したりすることができます。
- **学ぶことはまた、社会とのつながりを深めるためにも重要です。**
学ぶことで、自分自身の考えや知識を共有することができ、他の人たちから学ぶこともできます。また、学びを通じて、自分自身や他の人たちの人生にポジティブな影響を与えることもできます。
- **さらに、学ぶことは、個人や社会全体の発展に貢献することもできます。**
新しい技術や発見を生み出すことで、社会や文化を進歩させることができます。
- **最後に、学ぶことは、生涯にわたって続けることが重要です。**
現代社会は、グローバル社会とも言われ、経済発展や科学の進歩（AI等）により、急速に変化していることから、新しい知識やスキルを習得し続けることが重要です。また、学びを通じて、自分自身や社会にとって意義のある貢献をすることができます。つまり、学ぶことは、人生を豊かにするための重要な要素であり、その価値は計り知れないものがあると言えます。

この『学習の手引き』は、中学校での学習方法及び教科ごとの学習の仕方について記載していますが、例えば、「不得意教科には、どのように取り組んだらいいのか」「今までの学習の方法では、十分な結果が望めない。見直すにはどうすればいいのか」など、自分自身の弱点克服や学習方法の改善策等についてまとめています。

一方、学力（以下の構造図を参照）には、「見える学力」と「見えにくい学力」があり、学力を高めるためには、学習環境や生活態度、また、様々な体験等が大きく影響します。そこで、様々な視点をもとに、学習の方法についてまとめた本資料を、しっかりと読んで、自分なりの効果的な学習の方法を身につけられるように取り組んでください。

変化の激しいグローバル社会を自らの力で生き抜くためには、何事においても学び続ける姿勢や難しい局面や課題を解決することができる「本当の学力」が必要となります。

しかし、そのような姿勢や学力は、すぐに身につくものではありません。日常生活において、何事にも前向きに取り組む、主体的に学ぶ姿勢が学力を身につけるためには大切なのです。



消極的に他者からの指示を待つだけの受け身の姿勢では、本当の学力は身につけません。

○服装・身なりについて **冬服**

(身なりを正しくして登校しましょう) ⑥ (R5. 5. 12 版)

ポロシャツの上に学校指定のベストを着用することができる。〔共通〕



・ボタンは2つともしっかりととめる。
〔共通〕

・スカートのすそは、ひざ下(立てひざで、スカートのすそが床につく長さ。(長すぎても×))



1 頭髪について

中学生らしく、清潔感があり、学習や運動に支障をきたさない身なりとすること。また、健康面や衛生面についても配慮し、身なりを整えること。

(1) 前髪について

目にかかる長さの前髪はかからないように切ったり、ピンで留めたりして整えること。また、他生徒の視界を遮るような髪型にはしない。

〔理由としては、前髪が長いとその人の視界を妨げたり、毛先が眼球にあたることで傷を負ったりする可能性があるから。〕

(2) 横・後ろ髪について

肩に掛かるまたは肩より長い場合は留め具(ゴム、ピン)を用いて結ぶこと。ゴム、ピンの色は黒、紺、茶で、ラメや飾りなどが付いたものは認めない。

〔理由としては、そのような髪は、学習・運動の妨げになる可能性があるから。また、給食配膳時など衛生的にも適切ではないと考えられるため。〕

結ぶ位置・結び方については、他生徒の視界を遮る可能性がある結ぶ位置・結び方(頭頂部での団子結びなど)は認めない。ゴムやピンの色の指定等については、学校という学びの場である観点から上記のようにすること。

(3) 整髪料について

整髪料の使用は許可しない。

〔理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。〕

(4) 染色・脱色・パーマについて

染色・脱色・パーマについては、禁止とする。

〔理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。ただし、髪質などについてコンプレックスを抱いている生徒がいる場合については、この限りではなく、相談を受けて柔軟に個別対応する。〕

※ 靴下については白・黒・紺・グレー(ワンポイント可)とする。長さについては、学びの場(健康・安全)、また制服との着こなしの観点から、くるぶしが完全に隠れる長さとする。

※ シャツ、ブラウスの下には色柄が透けない(白・薄目のグレー・ベージュ等)アンダーウェアを着用する(体育用Tシャツは着用しないことが望ましい)。

※ 眉剃り、化粧、ピアスについては禁止とする。

※ つめは短く切り、マニキュアはしない。

※ 靴は、ひも付きで白の無地の運動靴とする。

※ 学校指定のカバンを使用し、キーホルダー等はつけない。

○ その場で直せるものはその場で直す。それ以外は、正しい身なりにしてから再登校とする。



・上着の下はカッターシャツを着用。上着を脱いだときはカッターシャツの状態になる。
・防寒着として上着の中に着るものは無地の黒、紺系のものとする。
〔共通〕

・袖のボタンをしっかりとめ、中に着ているものがはみ出ないようにする。〔共通〕

・黒か茶のベルトをつける。2つ穴はダメ。

・ズボンの裾の長さは、スリッパを脱いで立った時に、床に裾がつかない長さ。



○服装・身なりについて **夏服**

(身なりを正しくして登校しましょう) ② (R5. 5. 12 版)

ポロシャツの上に学校指定のベストを着用することができる。〔共通〕



・スカートはひざ下(立てひざで、スカートはひざ下)の長さ。(長すぎても×)



1 頭髪について

中学生らしく、清潔感があり、学習や運動に支障をきたさない身なりとすること。また、健康面や衛生面についても配慮し、身なりを整えること。

(1) 前髪について

目にかかる長さの前髪はかからないように切ったり、ピンで留めたりして整えること。また、他生徒の視界を遮るような髪型にはしない。

〔理由としては、前髪が長いとその人の視界を妨げたり、毛先が眼球にあたることで傷を負ったりする可能性があるから。〕

(2) 横・後ろ髪について

肩に掛かるまたは肩より長い場合は留め具(ゴム、ピン)を用いて結ぶこと。ゴム、ピンの色は黒、紺、茶で、ラメや飾りなどが付いたものは認めない。

〔理由としては、そのような髪は、学習・運動の妨げになる可能性があるから。また、給食配膳時など衛生的にも適切ではないと考えられるため。〕

結ぶ位置・結び方については、他生徒の視界を遮る可能性がある結ぶ位置・結び方(頭頂部での団子結びなど)は認めない。ゴムやピンの色の指定等については、学校という学びの場である観点から上記のようにすること。

(3) 整髪料について

整髪料の使用は許可しない。

〔理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。〕

(4) 染色・脱色・パーマについて

染色・脱色・パーマについては、禁止とする。

〔理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。ただし、髪質などについてコンプレックスを抱いている生徒がいる場合については、この限りではなく、相談を受けて柔軟に個別対応する。〕

※ 靴下については白・黒・紺・グレー(ワンポイント可)とする。長さについては、学びの場(健康・安全)、また制服との着こなしの観点から、くるぶしが完全に隠れる長さとする。

※ シャツ、ブラウスの下には色柄が透けない(白・薄目のグレー・ベージュ等)アンダーウェアを着用する(体育用Tシャツは着用しないことが望ましい)。

※ 眉剃り、化粧、ピアスについては禁止とする。

※ つめは短く切り、マニキュアはしない。

※ 靴は、ひも付きで白の無地の運動靴とする。

※ 学校指定のカバンを使用し、キーホルダー等はつけない。

○ その場で直せるものはその場で直す。それ以外は、正しい身なりにしてから再登校とする。

・一番上のボタンのみ外しても構わない。(ただし式典等指示がある場合は一番上までとめる)〔共通〕



・左袖に校章が入った、学校指定のものを着用する。〔共通〕



・中に着ているものはみ出ない
・シャツをきちんと入れる。〔共通〕

・黒か茶のベルトをつける。2つ穴はダメ。



・ズボンの裾の長さは、スリッパを脱いで立った時に、床に裾がつかない長さ。

1 本校の学力向上に向けた方策

本校では、生徒が主体的に学習に取り組む指導の在り方を通して、「自ら学び考え、協働して課題解決を図ろうとする生徒の育成」を目指して研修を進め、生徒の学力向上や教師の授業改善及び授業力の向上に向けた取組について、以下のようにまとめた。（※数字は、参考資料と関連）

- (1) **対話的活動の工夫**
（一中グループ活動カードの活用※1、学習形態の工夫※2、班やペアの作り方、授業計画作成時の考え方のポイント※3、タブレットの活用）
- (2) **学習規律の徹底（授業の心得 5カ条の実践）**
- (3) **振り返りや見届け問題の実践のための授業内容の精選**
- (4) **振り返りにおいて、ダイヤモンドサイクルを用いたF〇〇の実践※4**
- (5) **三角ロジックやペンタゴンロジックを意識した授業設計**
- (6) **南風録視写（年間20回以上実施）と南風録のM100**
- (7) **ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり（チェックシートの活用）※5**
- (8) **プロジェクト研修の充実**
（全教科での授業公開及び組織的な取組の推進、相互授業参観100分）
- (9) **学力検査等の分析**
職員研修、教科部会による「PDCAの3サイクルによる学力分析結果及び課題解決策の工夫改善、実践、見届け」
- (10) **職員研修における学力向上や授業改善に向けた取組**
（鹿屋市研究協力校推進事業、コアスクールプロジェクトとの関連）
- (11) **自ら学び考える家庭学習の工夫**
（学年・教科を超えた統一的な取組、日々題や週末課題、長期休業中の課題、学習の手引きの活用）
- (12) **eライブラリの活用（個人パスワードの配布、授業での活用）**
- (13) **よか問の活用（家庭学習課題、授業での活用）**
- (14) **生徒会学習部の活動（学習ポイントの作成、テスト訂正調査）**

2 参考資料一覧

(1) 一中グループ活動カード

一中グループ活動カード

○ 1人1人の意見を聞く

司会者：「では、1人ずつ自分の考えを発表して下さい。●●さんをお願いします。
最後に私も、意見を述べます（まず私から、意見を述べます）。」

メンバー：「はい、私は、・・・と思います（考えました）、理由は、・・・だからです。」

○ 質問を聞く・答える

司会者：「では次に、質問はありませんか？」

メンバー：「はい、●●さんの、・・・というところを、もう少し詳しく教えてもらえますか？」

「はい、●●さんは、なぜそのように考えたのですか？」

司会者：「では●●さん、お願いします。」

○ 意見をまとめる（必要な場合のみ）

司会者：「何か他に、付け足しや意見はありませんか？」

メンバー：「はい、●●さんの、・・・という考え（意見）は、とてもいいと思いました。」

メンバー：「はい、●●さんの考え（意見）を聞いて、～という考えが、・・・のように変わりました。」

司会者：「では、まとめます。私たちのグループでは、・・・という意見が出ました。
そこで、～というまとめでよいですか？ 付け加えがあれば、お願いします。」

メンバー：「はい、・・・ということも、入れたらいいと思います。」

○ 発表する

司会者：「では、発表を●●さん、お願いします。」

発表者：「はい、私たちのグループでは、～について、・・・のように考えました。」

☆ 話合いの進め方 ☆

- ① 自分の意見を、はっきりと述べよう。
- ② 司会者は、グループ活動カードを参考にして話し合いを進めよう。
- ③ 必要に応じて、グループで記録者や発表者を決めよう。
- ④ 考えや意見のいいところ（賛成するところ、発見した点等）を伝え合おう。

☆ 聴き方のポイント ☆

- ① 友だちの意見は、共感したり相づちをうったりしながら、最後まできちんと聴こう。（途中で、否定をしない）
- ② 話す人に視線を合わせ、自分の考えや意見と比較しながら聴こう。
・「自分の考えと同じだ」「賛成だ」「いいね」「共感」
・「自分の考えと似ているけど、理由は違うなあ」
・「自分の意見とは違って、そういう見方があるのか」

<話し方あいうえお>

- ① 相手に聞こえる大きさで
- ② 急がずゆっくり
- ③ うつぶさず
- ④ 笑顔でいい声
- ⑤ 終わりがはっきりしう

<聴き方あいうえお>

- ① 相手を見て
- ② 一生懸命に
- ③ うなずきながら
- ④ 笑顔で
- ⑤ 終わりがはっきりしう

(2) 学習形態の工夫一覧

①	個で考える	学習を通して、自分のこととして、自分との関わりで考える。
②	ペア学習	隣同士で、お互いの意見を伝え合い、多面的・多角的に考える。
③	グループ学習	司会者をたて、一人ずつ発表し、全体で共有して、多面的・多角的な意見を交流する。
④	ディベート	明確なルールのもと、肯定派と否定派に分かれ議論する。論題に対して、個人の意思に関わらず肯定か否定かを決める。主観的な見方を切り離して客観的な見方をする。
⑤	ロールプレイング	ある特定の（自分と違う）立場の人（場合によっては、動物やモノの場合もある）になったつもりで、ある問題について考え、それを表現する。合意形成や他者受容、そのためのコミュニケーションなどの能力を高める
⑥	パネルディスカッション	司会者をたて、それぞれ意見を述べ、その後お互いに議論を行う
⑦	ジグソー法	生徒に問題を提示し、問題解決のヒントとなる知識を与えて、その部品を協働して組み合わせることによって答えを創りあげるとい活動。
⑧	T2参加のグループ学習	欠席者がいる場合や話し合いが進まなそうなどときには、T2の教諭が参加する。
⑨	全体での共有	全体での発表の場を提供し、お互いの意見を伝え合い、多面的・多角的に考える。

★研修テーマ 「キャリア教育を中心とした魅力ある学校づくり」

～ 学力向上 及び 「居場所づくり」や「絆づくり」を意識した授業の在り方 ～

【授業設計の視点】

1 番目→事前：実態把握（リサーチから） 2 番目→終末：授業を終えた後の生徒の姿

※ ①：主体的・対話的な活動の工夫 ②：振り返りによる学習内容の明確化 ③：ユニバーサルデザインの視点 ④：家庭学習との関連

	授業づくりの順序	授業充実のポイント	授業展開上の確認事項
事前	<p>【1番目】 ・実態把握（単元の指導計画をもとに、「本時で分かる・できるようにさせること」を明確にする。）</p>		
導入	<p>【4番目】 ・学習課題の言葉をつくるために生徒にどのような思考活動をさせるかを考える。</p> <p>【3番目】 ・まとめの言葉や行動になるために、学習課題を何とすればよいかを考える。 ※ <u>課題とまとめは、問いと答えの関係</u></p>	<p>学習課題の明確化</p> <p>・解決すべき学習課題が明確でなければいけない。</p> <p>学習課題についての答えを予想させたり、解決の方法について考えさせたりして見通しをもたせる。</p>	<p>(1) 生徒の興味・関心を高め、学習課題が生徒側からわき起こる教師の働きかけ（事象提示、発問等）になっているか。 (③)</p> <p>【Point】 小学校時も含めたこれまでの学習内容や日常生活とつなげた事象提示、説明等により、生徒の思考をスムーズにつなげる。</p> <p>(2) 学習課題が明確化された板書になっているか。 (③)</p> <p>(3) 学習の仕方（解決の方法）が話し合われ、板書されているか。 (①, ③)</p>
展開	<p>【5番目】</p> <p>・生徒が課題を追求し、まとめに到達するための学習活動を生徒の思考過程に即して考える。</p>	<p>山場の工夫</p> <p>・自力解決の場 ・学び合い、高め合う場 ・自己修正の場を学習の場に応じ、設定することが大切である。</p>	<p>(4) 生徒が自分なりの解決方法で取り組んでいるか。(自力解決) (①)</p> <p>(5) 具体的な体験活動や表現活動が、学習形態に応じて工夫されているか。 (①, ③)</p> <p>(6) 自分一人でじっくり思考したり、操作したりする場が設定されているか。 (①)</p> <p>(7) 生徒が自分の表現方法として I ③ T や生徒の板書などが活用しているか。 (③)</p> <p>(8) i P a d を有効に活用した授業の工夫や展開を図っているか。 (③)</p> <p>(9) ペアやグループ、学級全体で自分の考えを磨き合う場が設定されているか。(一中話し合いカードの活用) (①)</p> <p>(10) 意図的に机間指導（個別指導）がなされ、赤ペン賞賛等がされているか。 (①)</p> <p>(11) どの生徒も自分の考えを堂々と発表したり、お互いを認め合ったりしているか。 (①)</p> <p>(12) 生徒同士が「〇〇さんに付け加えます」とか「〇〇さんの考えに質問があります」等、活発に意見交換をしているか。 (①)</p> <p>(13) どの生徒の発表も認められ、めあてと照らして関係づけられた賞賛がなされているか。 (①)</p> <p>(14) 教師が教えるべき事項、生徒にじっくり考えさせる事項を区別して指導しているか。 (③)</p> <p>(15) 板書は、学習課題・学習方法・生徒の考え・まとめと構造化されているか。 (②, ③)</p> <p>(16) 一人一人を見取り、指導していくための記録（補助簿等）の準備がなされているか。 (②, ④)</p>
終末	<p>【2番目】 ・授業後の生徒の姿（目標を達成した時の生徒の言葉や行動を明確にする）。</p> <p>【6番目】 ・学習で獲得した知識、技能などの定着を図るために生徒の理解度に応じて考える。</p>	<p>見届け・振り返り 生徒が、主張、事実、理由の三角ロジックでまとめられるようになる。</p> <p>まとめ 10 分間の充実 ※ 各自の理解度を把握させるとともに、次時への意欲をもたせる。</p>	<p>(17) 学習課題についてのまとめを生徒が行う場が設定されているか。(MOO字 字数決めて) (①, ②)</p> <p>(18) 学習したことを明確にするための振り返りを行っているか。(三角ロジック, ダイヤモンドサイクルの活用 FOO字 字数制限) (①, ②)</p> <p>(19) 本時で学び取るべき基礎的・基本的内容が、定着した見届け(見取り)を行っているか。(ポストテスト, 練習問題, 机間指導) (④)</p> <p>(20) 生徒一人一人の習熟の程度に応じた問題(発展的な問題を含める等)の提示を行っているか。 (④)</p> <p>(21) どの生徒も自信とやる気を持つように、学習の成果を生徒自身が見取る場(ポストテストの結果の賞賛や感想発表等)が設定されているか。 (①, ②, ④)</p>

《令和5年度 教育方法（学習指導）》

(4) 振り返りのためのダイヤモンド・サイクルと「一中振り返りシート」(学校様式)

単元名												
単元の目標												
【振り返りのためのダイヤモンドサイクル】	【こんなことを意識して書いてみよう】											
	ア 本時の学習で意識したこと。 イ 本時で身についた力やできるようになったこと。 ウ 本時で課題を解決するために試行錯誤したこと。 エ 前時までに学習したことで、本時の学習に役立ったこと。 オ 本時で工夫しようとしたが、十分ではなかったこと。 カ 本時で学習したことで、今後の学習や生活に生かせそうなこと。											
本時の活動（目標）	振り返り（F60）										チェック	
月												
日												

(5) 授業におけるユニバーサルデザインチェックリスト (本校の重点7項目)

授業におけるユニバーサルデザイン チェックリスト

鹿児島県総合教育センター 特別支援教育研修課

項	目	評価
授業の流れの工夫		
	1 学習の準備や机上の整理など、授業のルールを明確にし、学校全体で統一している。	1 2 3 4
	2 前時の学習を振り返るときに、児童生徒が答えやすい選択式の質問をしている。	1 2 3 4
	3 導入で、フラッシュカードを声に出して読ませたり、短時間で終わられる復習問題に取り組みせたりして、気持ちの切り替えを促したり、集中させたりする工夫をしている。	1 2 3 4
①	4 授業の流れを示したり、教科や単元に応じて授業の進め方を一定にしたりして、見通しをもたせている。	1 2 3 4
	5 適宜、机間指導を行い、児童生徒のつまずきを把握したり、配慮が必要な児童生徒に対する指導・支援を行ったりしている。	1 2 3 4
教師の説明や指示の工夫		
	6 説明や指示を簡潔にしたり、抽象的な言葉を少なくしたりして、分かりやすく話している。	1 2 3 4
	7 「〇〇してはいけません。」ではなく、「〇〇しましょう。」のように、肯定的で具体的な指示をすることで、行動の内容を分かりやすく伝えている。	1 2 3 4
	8 大事なことを伝える前に間をとったり、語調に変化を付けたりすることで、児童生徒の注意を促している。	1 2 3 4
②	9 言葉による説明や指示だけではなく、視覚的な情報も併せて提示している（図、写真・絵カード、文字カード等）。	1 2 3 4
③	10 児童生徒の発言や取組を肯定的に受け入れ、主体的・意欲的な授業への取組を促している。	1 2 3 4
	11 適宜、発問や指名をすることで、児童生徒に適度な緊張感をもたせている。	1 2 3 4
提示の工夫		
④	12 授業に直接関係のない連絡事項等は小黒板を利用し、広く黒板を使えるようにしたり、黒板を常にきれいに拭いたりしている。	1 2 3 4
	13 黒板周りの掲示物を精選したりカーテン等で隠したりして、黒板に注目しやすくしている。	1 2 3 4
⑤	14 文字の大きさや行間に配慮して書くとともに、チョークの色は主として白色や黄色を使って書いている。	1 2 3 4
⑥	15 大切な内容は、色で強調するだけではなく、アンダーラインを引いたり、枠で囲んだりしている。	1 2 3 4
	16 めあてやまとめを書く場所を固定化したり、黒板を分割したりしている。	1 2 3 4
	17 電子黒板やデジタル教科書など、ICTを活用し、必要に応じて拡大したり、注目すべき所を示したりしている。	1 2 3 4
	18 学習で使うプリントやワークシートは、読みやすく書きやすいように工夫している。	1 2 3 4
活動の工夫		
	19 児童生徒が見たり、聞いたりするだけではなく、実際に操作したりする活動を取り入れるなど、いろいろな感覚を使った活動を設定している。	1 2 3 4
⑦	20 児童生徒が主体的に活動できるように、座っている学習だけではなく、教材を配らせたり、グループやペア学習をしたりするなどの工夫を行っている。	1 2 3 4

1 行っていない 2 ほとんど行っていない 3 ほぼ行っている 4 行っている

『人を動かす』より

著者 デール・カーネギー

■人を動かす 3 原則

- 1 盗人にも五分の理を認める
- 2 重要感を持たせる
- 3 人の立場に身を置く

■人に好かれる 6 原則

- 1 誠実な関心を寄せる
- 2 笑顔を忘れない
- 3 名前を覚える
- 4 聞き手にまわる
- 5 関心のありかを見抜く
- 6 心から褒める

■人を説得する 12 原則

- 1 議論を避ける
- 2 誤りを指摘しない
- 3 誤りを認める
- 4 穏やかに話す
- 5 “イエス”と答えられる問題を選ぶ
- 6 しゃべらせる
- 7 思いつかせる
- 8 人の身になる
- 9 同情を寄せる
- 10 美しい心情に呼びかける
- 11 演出を考える
- 12 対抗意識を刺激する